
**異種リスクの含まれないイスラム金融に
該当する受与信取引等の銀行本体への解禁**

2014年3月4日 都銀懇話会

I. イスラム金融の概要

1. イスラム金融とは

- イスラム金融とは、イスラム法（シャリア）に則した金融取引の総称。
- イスラム金融では通常の金融取引の側面に加え、利子を回避する等のシャリア適格の金融取引とすることが必要。

イスラム法に則した取引であること(=シャリア適格)が原則

ポイント1	利子という概念の禁止
ポイント2	資金提供者と債務者双方によるProfit & Loss Sharing
ポイント3	イスラム法(シャリア)に反する事業に絡む取引の禁止 (例: 金利、タバコ、豚肉、アルコール、投機、賭博など)

なぜ、利子を禁じているのか？

富を持つもの(資金提供者)が自らの余剰資金を貸すことで(労せずして)利子収入を得るということは好ましくない。

すなわち、富を持つ者は貧者に喜捨を行うべきというシャリアの考えによる。

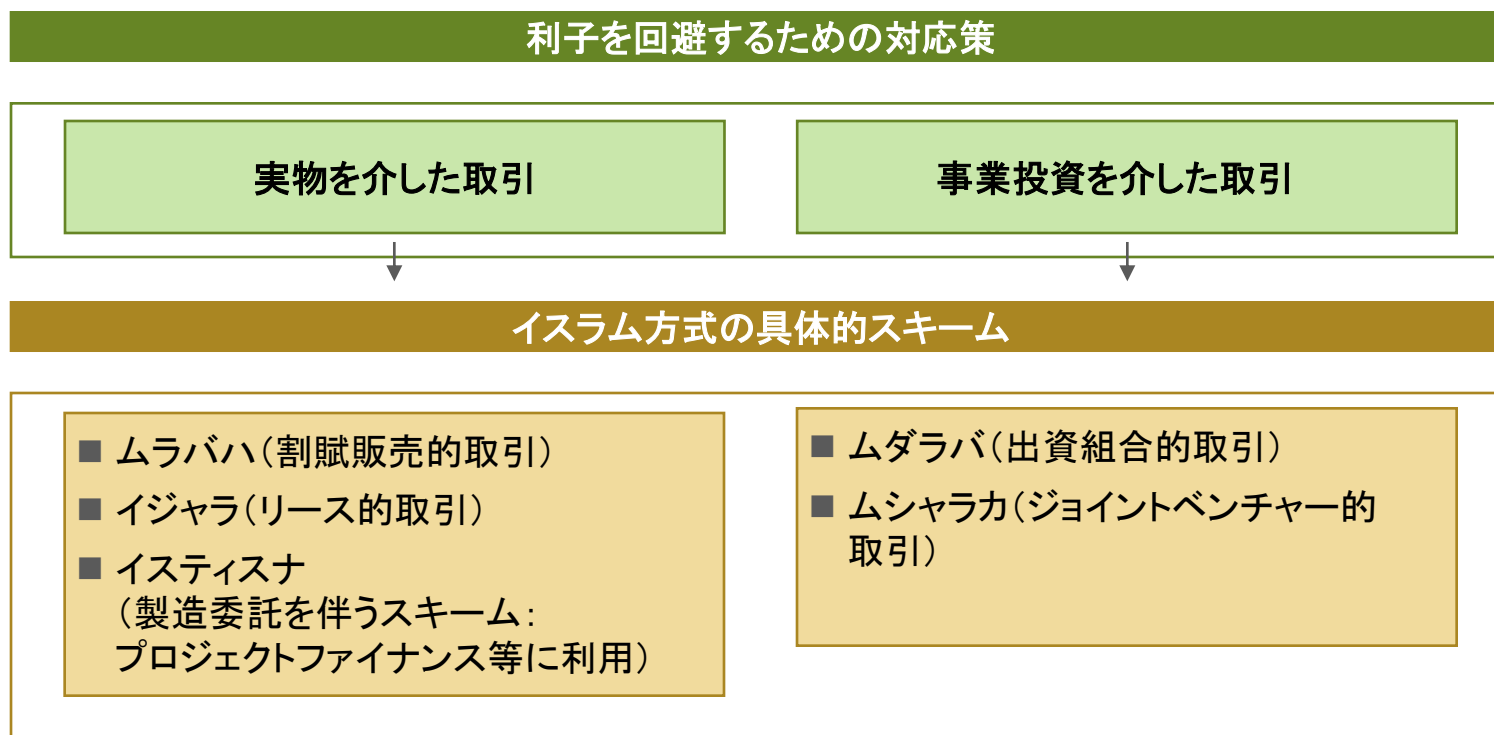
したがって、イスラム金融では利子という概念の代わりに「Profit」(利益)や「Dividend」(配当)の概念を用いる。

I. イスラム金融の概要(続き)

1. イスラム金融とは(続き)

- イスラム金融において利子を回避するための主な対応策として、実物を介した取引にする方法や事業投資を介した取引にする方法がある。

イスラム金融の仕組み

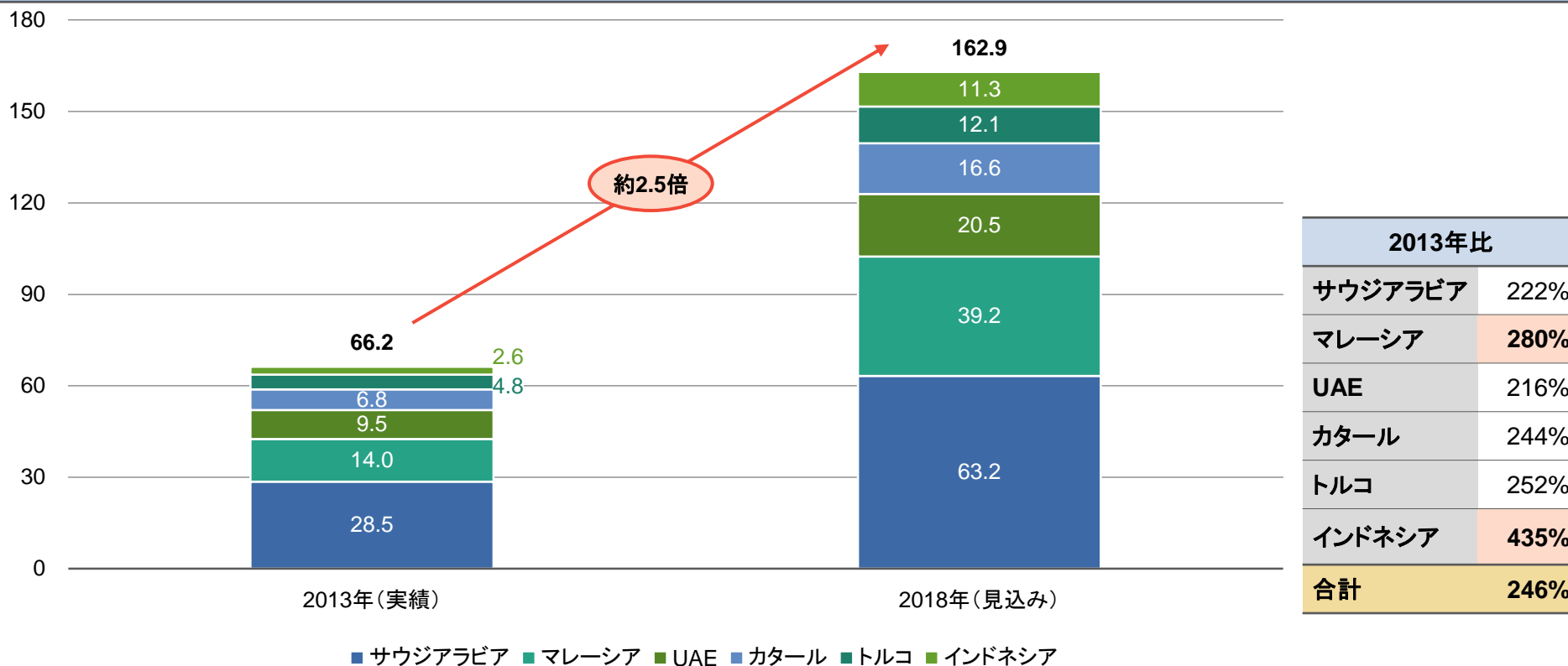


1. イスラム金融の概要(続き)

2. マーケット概観

- 2013年の主要イスラム国6カ国におけるイスラム金融資産規模は約66.2兆円。今後5年間で約2.5倍に拡大する見込。
- 市場規模が突出する上位2カ国はサウジアラビア、マレーシア。特にマレーシアでは今後も大きな市場の伸びが見込まれる他、インドネシアの市場規模も拡大が見込まれる。
- 各国の経済成長、政府の政策後押し、市場参加者の拡大等により、イスラム金融は持続的に成長。

イスラム金融の成長が著しい6カ国のイスラム金融資産規模(兆円)



1. イスラム金融の概要(続き)

3. イスラム金融の利用動機

- イスラム教徒の顧客は、宗教色が強くイスラム金融を極力利用する意向の先が増加中。
- 非イスラム教徒の顧客は、主に資金調達が多様化、イスラム教国でのビジネス展開等が動機。

顧客のイスラム金融の利用動機

顧客	特徴→動機	イスラム金融の事例
イスラム教国の法人顧客 (中東湾岸諸国・東南アジアの地場企業等)	宗教色が強く、イスラム金融を極力使用(宗教的理由が影響)	<ul style="list-style-type: none">■ サウジアラビア国営会社のイスラム方式の調達・運用■ ブルネイ国営企業のイスラム方式のプロジェクトファイナンスによる調達■ マレーシア政府系企業のイスラム方式の調達・運用(政府方針と平仄)
	コスト面でメリットがある場合にイスラム金融を使用(経済的理由が影響)	<ul style="list-style-type: none">■ アブダビ国営会社のリングgit建てイスラム債(スクーク)発行
非イスラム教徒の顧客 (欧米系、日系企業等)	資金調達手段の多様化を指向	<ul style="list-style-type: none">■ 中東プロジェクトファイナンスのイスラム金融トランシェ^(※)による調達(地場イスラム専門銀行が参加)■ シンガポール農産品専門商社のイスラム方式での調達
	現地の金融慣行や顧客意向等からイスラム金融を志向	<ul style="list-style-type: none">■ 日系企業のマレーシア現地法人のイスラム債(スクーク)発行(イスラム方式の消費者金融を提供)■ マレーシア政府系金融機関のイスラム方式での調達(イスラムファイナンスを提供)■ 日本企業によるサウジアラビアでのプロジェクトファイナンスによる調達■ 英国系小売企業のイスラム債(スクーク)発行■ マレーシア民間企業のリングgit建てイスラム債(スクーク)発行

I. イスラム金融の概要(続き)

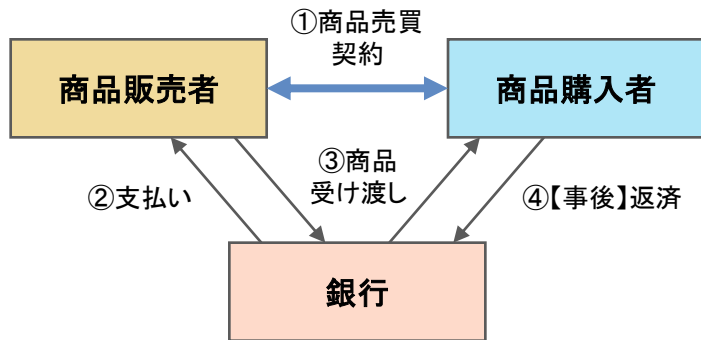
4. イスラム金融の主な取引形態

■ 「利子」の禁止に対応するために、商品取引型と損益分担型が利用されている。

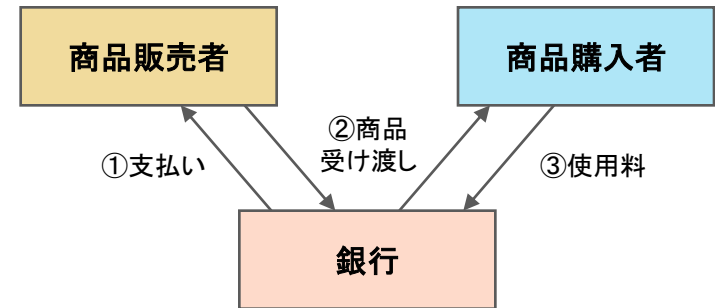
イスラム金融スキームの主な類型

商品取引型
(実物を介した取引)

ムラバハ(割賦販売的取引)の基本スキーム

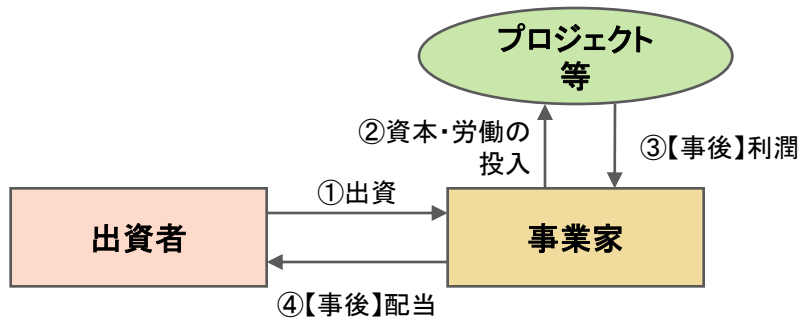


イジャラ(リース的取引)の基本スキーム

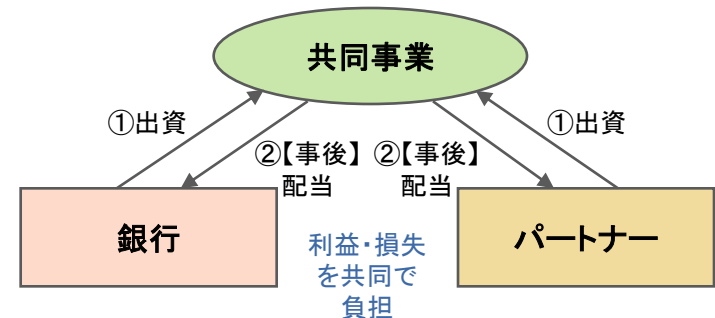


損益分担型
(事業投資を介した取引)

ムダラバ(出資組合的取引)の基本スキーム



ムシャラカ(ジョイントベンチャー的取引)の基本スキーム



(出所) (財)国際金融情報センター「イスラム金融研究会」2007年
北村歳治・吉田悦章「現代のイスラム金融」2008年

II. 現行制度の概要

制度の状況

- 2008年12月12日施行の銀行法施行規則の改正により、銀行の子会社・兄弟会社のうち金融関連業務を専ら営む会社は、イスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」の取扱いが認められた。

 - 銀行本体(海外支店を含む)におけるイスラム金融の取扱いは認められていない。
⇒ 銀行は銀行法で定められた業務以外の他業を営むことができないため
-

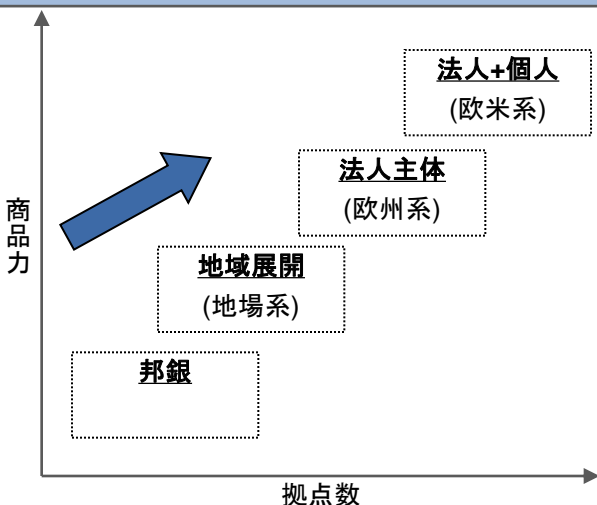
III. 課題認識

イスラム金融における課題認識

- 子会社・兄弟会社形態の場合、現地規制上、子会社等単体での自己資本比率規制の制約を受けることとなるため、大規模な案件への参画が困難となる事例も存在。
- 欧州系銀行において銀行業務と同等の業務という整理が行われ、銀行本体での取扱いが認められている。本邦の銀行については海外の金融機関との競争において不利な立場に立つことを余儀なくされ、国際競争力の点でも大きな障害となる。
- アジアや中東の金融市場において、イスラム金融が重要な資金調達・運用手段としてその活用が顕著に拡大している。この拡大基調が継続した場合、現状のままでは将来的に当該マーケットにおける顧客への円滑な資金供給・受入に支障が生じる懸念。
- 本邦金融機関としては、当該業務に従事するために、同一地域に支店がある場合でも現地法人を設立することが必要であり、経営資源の有効活用の観点から問題がある。

■ HSBC、スタンダードチャータード、ドイツ銀行の法人向け業務は、コンベンショナル業務^(※)のチームを軸に、イスラム金融専門チームが新商品のシャリア対応等をサポートする形態。各国ともコンベンショナル業務の体制・インフラを生かした業務展開が可能との認識。

イスラム金融ビジネスにおける邦銀のポジショニング



主要金融機関のイスラム金融ビジネス戦略

	法人	個人	体制	主な商品	その他
HSBC (英国)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ ドバイに中東の本部を設置 ■ サウジでは地場銀 (Saudi British Bank) に出資 (40%) ■ マレーシアには専門銀行有り 	<ul style="list-style-type: none"> ■ スクーク ■ シローン・プロファイ ■ 市場系商品 ■ 預金 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中東・マレーシアにシャリア・コミッティ有り
スタンダードチャータード (英国)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ ドバイに中東の本部を設置 ■ サウジ拠点無し (証券ライセンス有) ■ マレーシアには専門銀行有り 	<ul style="list-style-type: none"> ■ スクーク ■ シローン・プロファイ ■ 市場系商品 ■ 預金 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中東・マレーシアにシャリア・コミッティ有り (他地域は独立させる規模なしとの認識) ■ マレーシア現法以外は本体で取扱い
ドイツ銀行 (ドイツ)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ■ ドバイに中東の本部を設置 ■ サウジ現法有り ■ マレーシアには「支店」形態で外貨建て取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ■ スクーク ■ シローン 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中東では国別にシャリア法学者を変えて対応 (専用コミッティなし) ■ イスラム金融は完全な経済的理由から取組みを実施

(出所) 各種報道

(※) コンベンショナル業務: イスラム金融と対を成す、一般の金融を指す。

IV. 改革要望

ご検討いただきたい事項

- イスラム金融取引に該当する受与信取引(預金・貸出)等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下、「銀行業務」と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)^(※)、等の要件を満たすものを、銀行本体で取り扱えることをご検討いただきたい。
- 日本国内におけるイスラム金融利用のニーズは限定的であることから、段階的な改革とし、第一段階として海外支店での取り扱いを許容いただきたい。

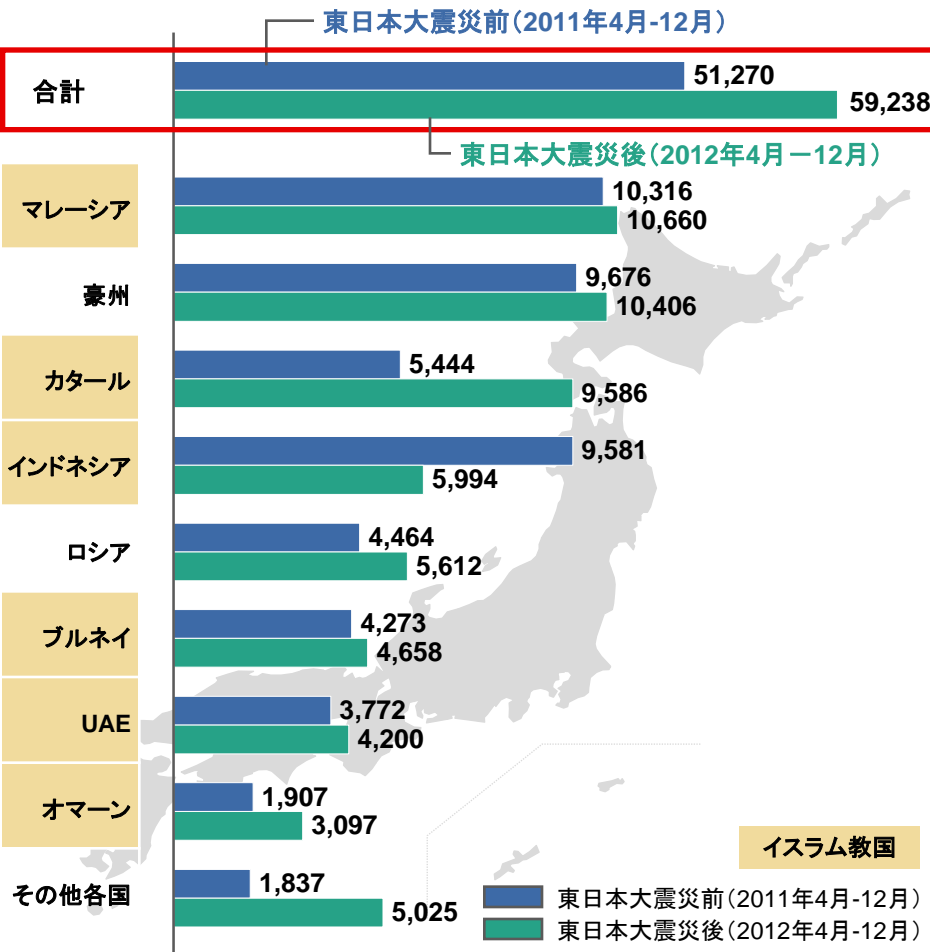
(※)銀行業務と実質的に同視しうる取引:経済的な実態として既存の受与信取引と同様であり、異種のリスクが混入しないよう手当てされるもの。

具体的には、例えば、最終的なキャッシュフローが受与信取引と同様の結果となる取引のうち、物品の価格変動リスクや搬送・損傷等に係るリスクを負わないスキームである場合など(物品の譲渡価格が一定であり、物品の搬送等が行われないか又は必要な保険が付保されている場合など)。

V. 改革の効果

- イスラム教諸国における日本企業のビジネス展開(例:石油・ガス等の資源獲得)を金融面から支援。
- 具体的には、イスラム金融を活用したプラント建設に係るプロジェクトファイナンス等で、支援の余地が拡大。

LNG輸入（'000t）

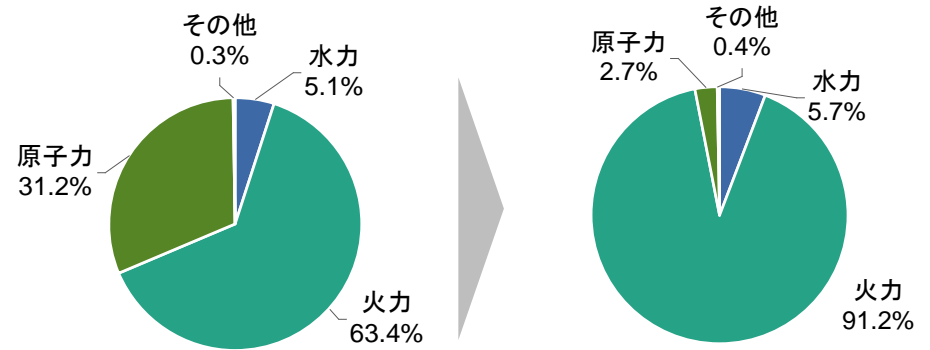


(出所)経済産業省

東日本大震災前後の電源構成の割合

東日本大震災前 2011年2月

東日本大震災後 2012年2月



(出所)資源エネルギー庁、電力統計

- イスラム金融を導入する中東諸国およびマレーシア、インドネシア、ブルネイ等のイスラム教国は、日本の主要なエネルギー輸入先であり、日本は当該国からの輸入に大きく依存。特に東日本大震災以降、その傾向を強めている。

VI. 更なる課題

今後取り組むべき課題

■ 日本国内における銀行本体でのイスラム金融の取扱い

- 現時点では日本国内におけるイスラム金融の利用ニーズは限定的。
 - イスラム金融は未だ発展途上の段階ではあるが、成長性は高く、今後もマーケットや利用ニーズ等の動向は、しっかりとフォローしていく必要あり。
 - 当面は、子会社・兄弟会社形態での取扱いに加え、海外支店での取扱い(今回要望事項)等を通じ知見を蓄積しつつ、将来的には、日本国内での取扱いも検討が必要となる可能性あり。
-